京都市西京区西竹の里タウンハウス地区建築協定

建築協定区域	運営委員会連絡先
京都市西京区大原野西竹の里町二丁目の一部	電話　075 -　　-

※　確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第１条　本協定は，建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号　以下「法」という。）及び京都市建築協定条例（昭和 47 年条例第 18 号）の規定に基づき，本協定第 3 条に定める区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の敷地，位置，構造，用途，形態，意匠及び建築設備に関する基準を協定し，住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物の制限

第６条　協定区域内の建築物の敷地，位置，構造，用途，形態，意匠及び建築設備は，次の各号に定める基準によらなければならない。この場合「分譲時」とは京都市住宅供給公社が建築物等を土地所有者等に譲渡した時点をいう。

（１）建築物の用途は個人専用住宅とする。ただし，学習塾その他これに類するもので運営委員会が環境上支障ないと認めたものはこの限りでない。

（２）建築物の位置，構造，形態，意匠及び建築設備は分譲時のとおりとし，増築等はできないものとする。ただし，意匠及び建築設備については運営委員会が認めたものはこの限りでない。

（３）分譲時の地盤面の高さを変更してはならない。ただし，造園による一部の変更は，この限りでない。

（４）第１項及び第２項の規定は協定区域内に建築される集会所には適用しないものとする。

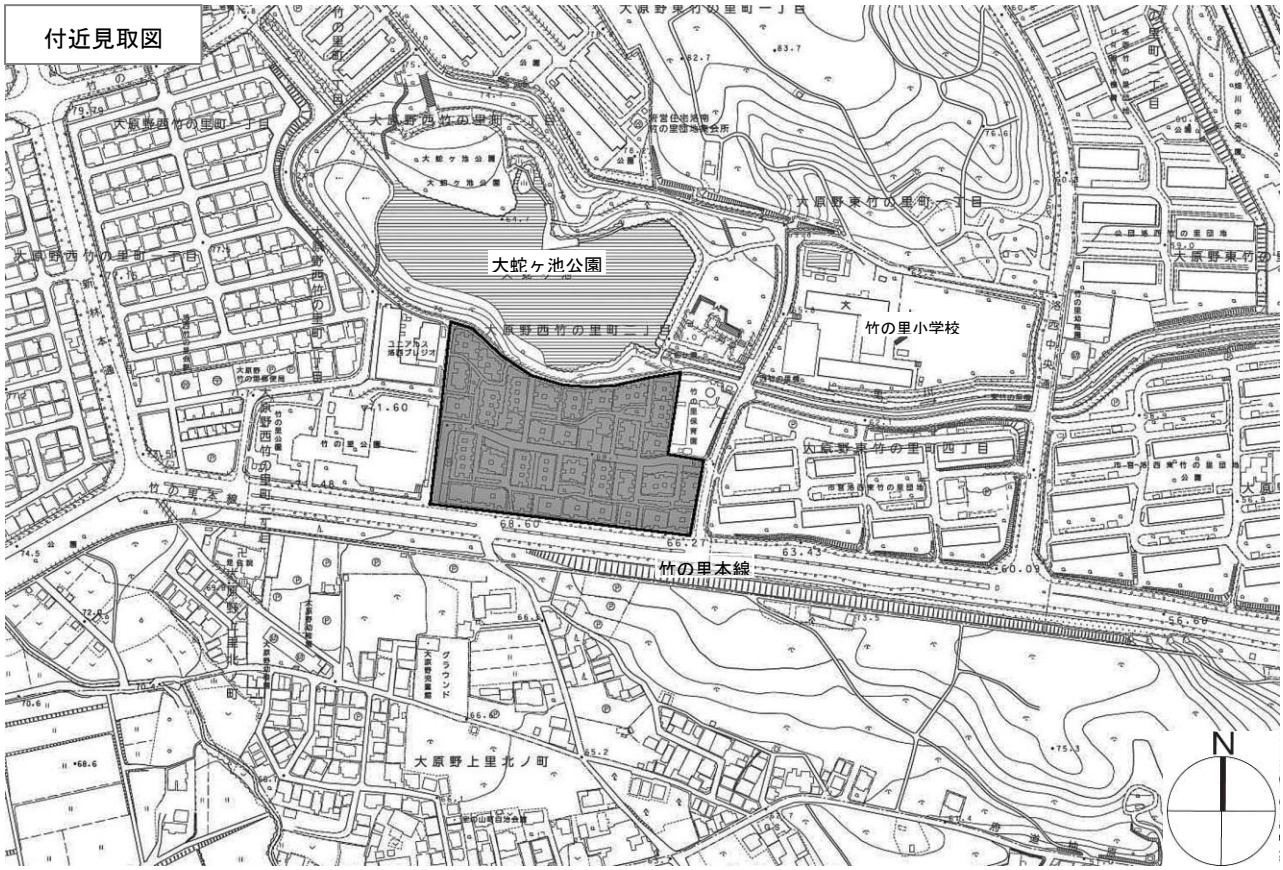

京都市西京区洛西ニュータウン西竹の里タウンハウス建築協定区域図
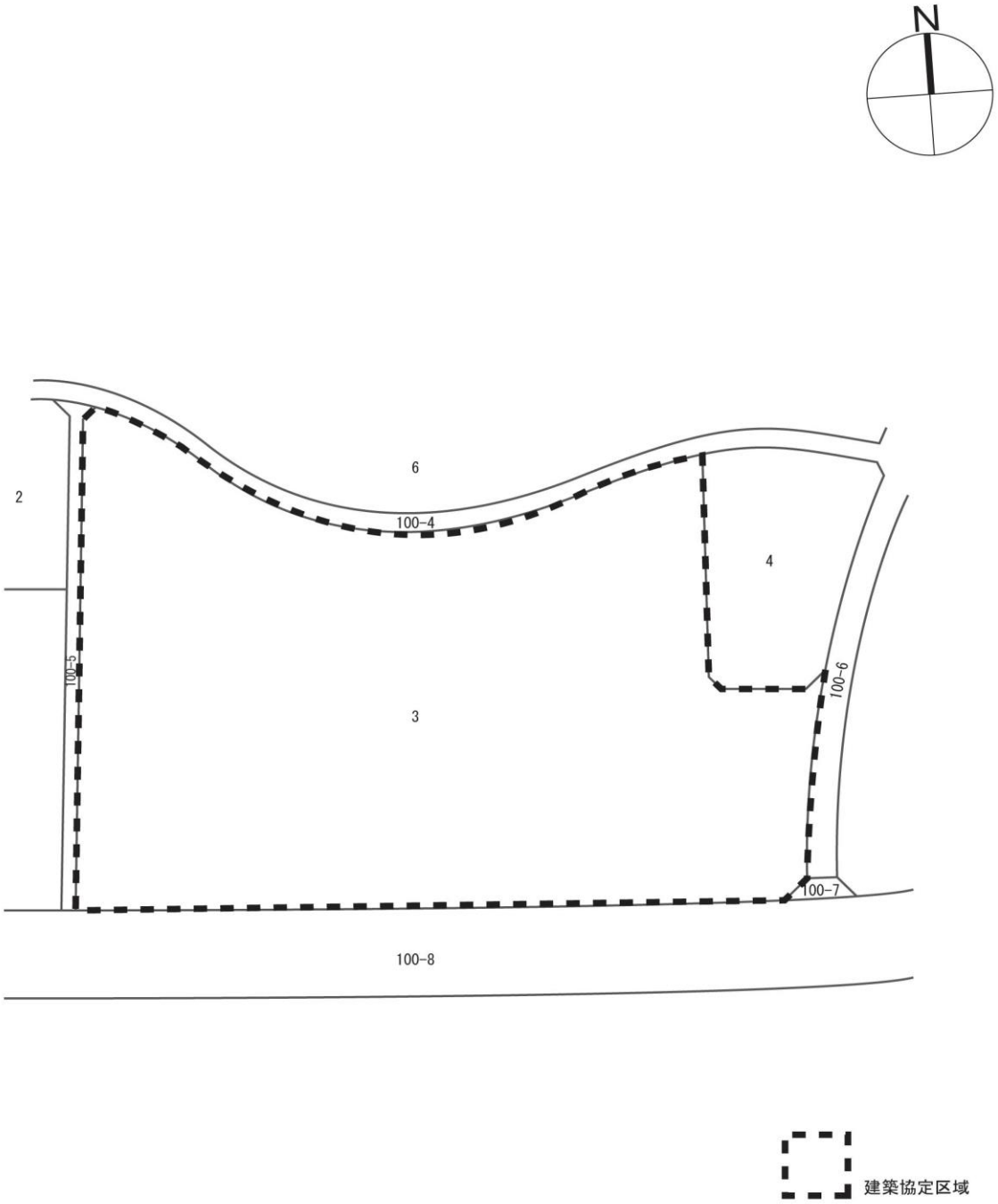
（所在：京都市西京区大原野西竹の里町２丁目３番地）